【令和７年度（第１回）】

# 執行官採用選考筆記試験（論文式）問題

第１問　Ａは、Ｂに対し、Ａ所有の土地（以下「本件土地」という。）を５００万円で売却し、本件土地を引き渡した。Ｂは、Ａに対し、本件土地の代金５００万円を支払い、本件土地に動産を置くなどしてその占有を開始したが、本件土地の所有権移転登記を具備しなかった。

その後、Ａは、Ｃに対し、本件土地を５００万円で売却し、Ｃは、Ａに対し、本件土地の代金５００万円を支払い、本件土地の所有権移転登記を具備した。Ｃは、売買契約の当時、ＡがＢに対して本件土地を売却していたことを知らなかった。

Ｃは、本件土地を占有するＢに対し、本件土地の明渡しを求めた。

この事実関係を前提として、以下の各問に答えよ（各問は独立した問いである。）。

１　ＡＢ間の法律関係について、根拠条文を引用しつつ、論ぜよ。

２　Ｂが、Ｃに対し、Ａから売買代金の返金を受けていないことを理由に本件土地の明渡しを拒むことができるかについて、根拠条文を引用しつつ、論ぜよ。

（配点：１５０点）

第２問　Ｘは、Ｙに対し１５０万円を貸し付け、その弁済期が到来したと主張して、Ｙを被告として１５０万円の支払を求める訴えを提起した。Ｙは、Ｘの主張する１５０万円の貸付けの事実を認めた上で、うち１００万円については弁済したと主張し、Ｘは、Ｙの主張する弁済の事実はないと反論した。以上を前提に、以下の各問に答えよ（各問は独立した問いである。）。

１　裁判所は、証拠調べの結果、ＸがＹに対して１５０万円を貸し付けた事

実が認められないとの心証を得て、Ｘの請求を棄却するとの判決をした。この判決の適否について説明せよ。

２　裁判所は、証拠調べの結果、ＸがＹから１００万円の支払を受けた事実はあったものの、これはＸの請求する１５０万円の貸付金債務に対する弁済ではなく、別の債務に対する弁済であったとの心証を得て、Ｘの請求を全額認容するとの判決をした。この判決の適否について説明せよ。

（配点：７５点）

第３問　不動産執行における入札と動産執行における入札について、売却方法、入札の種類、入札手続、買受許可の共通点・相違点に留意しつつ、民事執行法及び民事執行規則の条文を摘示しながら説明せよ。

（配点：７５点）